限られた資源を生かして使うために……

国土利用計画法は……

国土の利用を正しく決める

―生まれた国土利用計画法―

土地対策で調和のとれた発展めざす

国土利用計画法という法律が、昨年暮れ生まれました。

〝国土〟は、国民の限られた資源です。しかし、経済が大きく成長したことに伴い、国土の利用に著しい混乱がみられるようになりました。

その一つは、大都市への人口と産業活動のかたよりがもたらした住宅難、交通地獄、公害などの、いわゆる都市問題です。一方、人口が都市へ流出した農山漁村では、健全な地域社会の営みがむずかしくなっています。

また、無秩序な住宅地造りなどは、私たちをはぐくんでくれた美しい国土の破壊を全国各地にもたらしています。

さらにこうした国土の利用混乱に輪をかけているのが、「土地」の著しい値上がりです。この値上がりによって、私たちが住むための生活用地や、必要な公共用地の確保がむずかしくなっており、土地利用の混乱はますます泥沼にはまってひどくなっています。

国土利用計画法は、まさにこうした土地利用対策の基本とするためにつくられたものです。

この法律は、都市問題や過疎問題を生み出すような、かたよった国土の利用ではなく、都市でも農山漁村でも、国民の生活の場として、豊かで住みよい生活環境を整えることによって、かたよらない国土の発展をめざして、計画と規制の両方の面から国土の有効な利用を進め、調和のとれた国土の発展をはかっていくことをねらいとしています。

つまり、国土の計画的な利用をはかるために、

○……国土利用計画を定めると同時に、これに基づいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるため、「土地利用基本計画」を定め、これに従って土地利用がはかられること。

○……急激な地価の値上がりを防止するとともに、正しく望ましい土地利用を図るため、土地の取引きを規制すること。

○……遊んでいる土地を、公共の福祉優先の立場から、積極的に活用するための手続きを定めたこと――です。

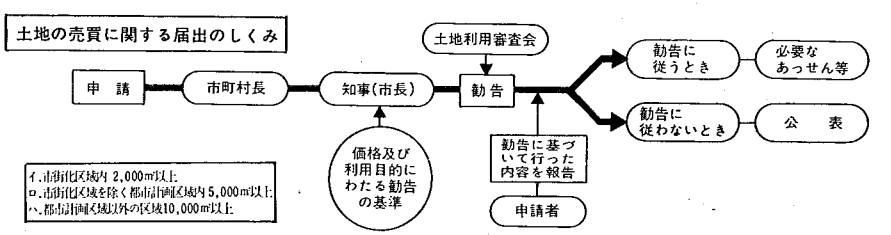

お買物、ご用命は市内で

セーラー・プラチナ・パイロット万年筆会員店
資生堂チェインストアー
(株)藤井本店
新津市本町2　TEL 0455

メガネ専門店　お気軽に御相談下さい
HOYA メガネセンター
新津オプト
本町3丁目角　TEL (2) 0119

ふるさとのはなし (4)

桐の木沢の大蛇とワニ

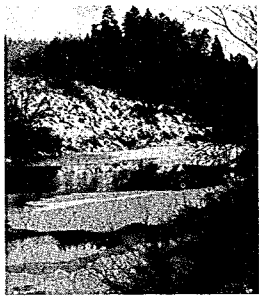
雪化粧した桐の木沢地内

大字田家に、桐の木沢というところがありますが、ここは昔、周囲にもっと樹木が繁っていて、密林のように昼でも暗いという、ものすごい場所でした。

この桐の木沢の池の主はワニだといわれていました。しかし、だれもその正体を見た人はいません。また、この付近に大蛇がすんでいることだけは知られていました。

その大蛇は、胴まわりが一升ビンほどもあって、長さは三間（五・四メートル）前後、その色も黒鉄色だということがありました。

この大蛇のすみ家は、桐の木沢と青沢のさかいめあたりの洞穴ではないかと、みんなは思っていました。それは、二月か三月ころの前まえから伝えられていましたから、大蛇を見た人は明らかにおり、みんなは大きな蛇のいることを信じていました。

大蛇は、ともすると二・三年くらいは人目にふれないで潜んでいることもあって、みんなが忘れたころになると現われました。

ある年の五月か六月ころでした。近くにある愛宕沢へ、笹だんごをつくるための笹を取りに行った女の人が、一生懸命に笹を折っていると、ガサガサと大蛇が現われました。この女の人は、大蛇の胴だけを見たものですが、驚いてしまい、あまりの恐ろしさに手に物もとらず逃げ帰ってきたということがありました。

この大蛇のすみ家は、桐の木沢と青沢のさかいめあたりの洞穴ではないかと、みんなは思っていました。それは、二月十九日です。

（以上〝新津市誌〟から）

ポカポカとした春の陽気になると、よく洞穴を抜け出しては野天で昼寝を楽しんでいるらしく、そのイビキ声を聞いた人たちは、二人や三人だけではないということでした。

また蛇のとぐろを巻いた広さは、なんと大人のマントを広げたほどもありました。しかしこの大蛇は、一回も人を襲ったりしたことはありませんでした。でも新関村（今の小口地区）や橋田村（五泉市）の山地には、食べ物を捜して歩いたらしく、付近の人たちの間に大蛇がいるというわさは広く流れていました。

すもうをとる神様

〝すもうをとる神様〟はどこの地に行ってもある話しですが、ここ新津にもありました。

新津にある秋葉様と、五泉の能代様とはライバルですもうをとって負けた方の祭日には「雨が降る」といういい伝えです。ちなみに秋葉山のお祭りは四月二十五日、能代のお祭りは四月十九日です。

（以上〝新津市誌〟から）

一定の広さ以上の土地取引きに
義務づけられた届け出
市の窓口は建設課

国土利用計画法には、国が定める全国計画と県知事が決める計画、市で決める計画の三つがあり、県を区域として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域が定められます。

したがって、一定の広さ以上の土地の売買の契約をするときは、売る人も、買う人も（貸借する人も）土地の予定価格や利用目的を書いた届出書を、市役所をとおして県知事に出さなくてはならないことになりました。この契約の場合、予約のときや、また代金を払って使ったり、借りたりする時も同じです。

届け出が必要な土地の広さは、

○市街化区域で……二千平方メートル以上（約六百坪）

○その他の都市計画区域で……五千平方メートル以上（約千五百十五坪）

○都市計画区域以外で……一万平方メートル以上（約三千三十坪）の取引きの場合で、市役所の窓口は建設課です。

なお、法律ができたことによって、届け出をしないで土地売買などの契約をしたり、偽りの届け出をしたりすると、六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられます。ご注意ください。

すべての土地取引きに許可が必要な場合（区域）も

また、すべての土地取引きに許可が必要な区域も定められる場合もあります。

それは、将来の値上がりを期待して土地取引きが盛んに行われるとか、地価の値上がりが激しくなるとか、またはその危険性があるような地域については、県知事が抜き打ち的に区域や期間を指定する場合です。

この規制区域が定められますと、区域内で土地の売買などの契約をするときは、届け出と同じ内容を記載した「許可申請書」を、市長を通じて県知事に出し、許可を受けなければなりません。この場合の窓口も市役所建設課です。

なおこのほかに、土地取引きが行われても、使われないで遊んでいる土地について、正しく役立つように土地利用を進めることなどが定められています。申請書、許可証の用紙は市役所の建設課に用意してあります。もっとくわしく知りたいかたも、どうぞお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

'50 スタートダッシュ! IMAI TRADE MARK
本年も相変らずあなたさまのご指導
ご引立をお願い申しあげます。